

令和2年度三田市高齢者住宅バリアフリー化助成事業

三田市いきいき高齢者支援課

TEL 079-559-5070

住宅を高齢者等に配慮したバリアフリーに改造する場合に
改造工事に要する費用の一部を助成します。

1 対象世帯：三田市に住民登録している65歳以上の高齢者がいる世帯で次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が8,000,000円以下の世帯又は、生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が6,000,000円以下の世帯（1月～6月の申請の際には、前々年分の収入又は所得で判断します。）
 - (2) 世帯全員が市税を滞納していないこと。
 - (3) 同一世帯で当該助成金（住宅改造特別型も含む。）の交付を過去に受けていないこと。
- ※生計中心者とは、同居家族のうち最も所得の多い人をさします。住民票上は別世帯であっても実質的に同一家屋・住所で生活している人は同居家族とみなします。

2 対象工事：別表1に定める改造（昭和56年5月以前に建築された戸建て住宅に関しては、耐震診断を受けることが必要となります。）

- ・2箇所の手すりの取付けまたは屋内の段差解消工事が必須となります。
- ・老朽化による工事・単なる修繕などは助成の対象になりません

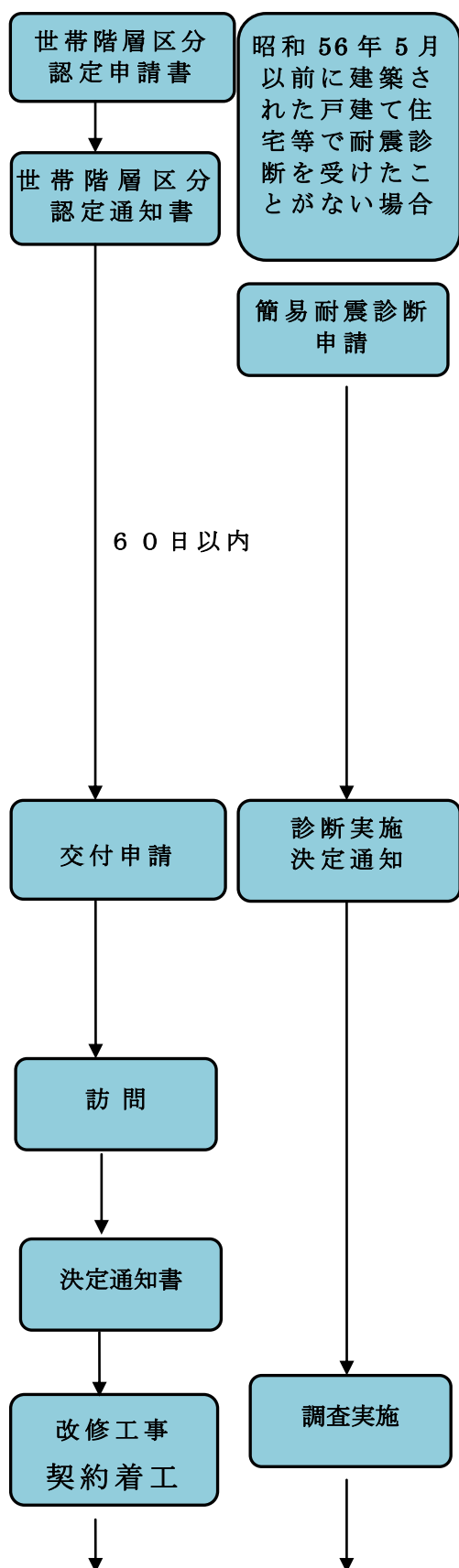
3 助成金額：助成対象工事費の合計により別表3の金額を助成します。

- ・助成対象工事費が7万5千円未満の工事は、助成対象外です。
- ・各改造箇所に助成対象限度額があります。（別表2）
- ・三田市内の業者を利用した場合は、助成額に10%（千円未満切捨て）を加算して助成します。（市内業者とは、工事見積書及び領収書の双方の業者住所が市内であること。）
- ・当該年度の3月31日までに完了届を市へ提出し、現場完了確認が終了した工事が対象となります。

4 その他：

- ・必ず契約及び着工前に申請ください。契約後及び着工後の申請は受け付けられません。
- ・提出順に申請を受理し、予算の範囲内で交付しますので予算が不足する場合は、年度の途中で受付を終了する場合があります。
- ・当該助成を利用した場合、住宅改造特別型を利用することはできません。
- ・提出書類はすべて同じ印鑑を押してください。

5 助成の流れ：次の（１）から（３）の順になります。まずは「世帯階層区分認定申請書」を提出してください。



（１） 世帯階層区分の認定申請（指定書式）

※1月1日現在、三田市に住民票の無い方は所得のわかる書類が必要です。（1月から6月に申請する時は、前々年分の所得のわかる書類を提出してください。）

- ・認定通知書は申請者の方へ郵送します。

（２） 簡易耐震診断申請（指定書式）

添付書類・建物の建築時期のわかるもの

- ・付近見取図

（下記の全てに該当する戸建て住宅の場合のみ）

- （i） 昭和56年5月以前に建築された住宅
- （ii） 次に掲げる工法に該当しない住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
- （iii） 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅
- （iv） 過去に耐震診断を受けていない住宅

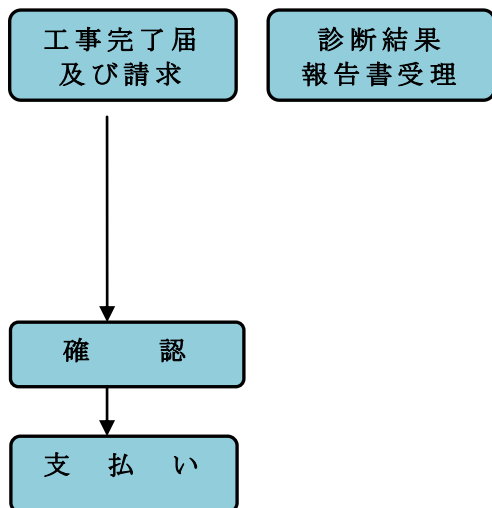
（３） 住宅改造費助成金交付申請（指定書式）

添付書類・住宅改造工事計画書（指定書式）

- ・改造箇所の工事写真（着工前日付入・手すり設置位置の記入）
- ・工事見積書
- ・住宅見取り図（工事前後）
- ・カタログ

- ・いきいき高齢者支援課職員等が訪問し、申請内容等を確認します。
- ・訪問後1週間から10日で決定通知書をご自宅へ送付します。
- ・決定通知書が届いてから、改造工事の契約及び着工してください。
- ・改造内容に変更が生じた時は、必ず工事を中断していきいき高齢者支援課へ連絡してください。

※住宅改造費助成金交付申請書の提出は、世帯階層区分認定通知書の日付から60日以内提出してください。



(4) 住宅改造工事完了届 (指定書式)

- 添付書類・住宅改造費助成事業助成金請求書 (指定書式)
- ・改造箇所の工事完了後の写真 (日付入り)
 - ・領収書の写し
 - ・請求明細書
 - ・簡易耐震診断報告書写し (該当者のみ)
- ・改造内容について、いきいき高齢者支援課職員がご自宅を訪問し確認します。
- ・助成費は、工事完了の確認から約 1 か月後に指定の口座に振込みます。

別表 1

改造箇所	助成対象工事	助成対象 限度額 (単位:円)
浴室 洗面所	浴室出入口の段差解消 (1) 浴室床面のかさ上げ (2) すのこの設置 開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 中折り戸・引き戸への取替え 手すりの取付け 浴室へのシャワーの取付け サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替え 浴槽の取替え 浴室への介助用電動吊具の取付け (移動式を除く) カウンター型洗面台への取替え ドアガラスのプラスチックガラス等への取替え 非常用ブザーの取付け 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 段差解消のための洗面所の床の張り替え 段差解消のための洗面所の開き戸 (レバーハンドル等が設置されているものに限る。)、引き戸の取替え ※ユニットバスへの入替えは欄外参照ください。	400,000

※ユニットバスの要件

- ・浴室出入口がグレーチング等により段差解消されていること。
- ・浴室出入口が 65 cm 以上確保されていること。
- ・中折り戸あるいは引き戸であること。
- ・浴槽及び洗い場に手すりが設置されていること。
- ・洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは 35～45 cm であること。
- ・サーモスタット式混合栓、レバー式水栓であること。

便 所	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 段差解消のための床の張り替え 引き戸への取替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 手すりの取付け レバーハンドル錠等への取替え 和便器の洋便器への取替え 人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け 暖房便座用電源コンセントの設置 非常用ブザーの取付け 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え	300,000
玄 関	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 上がりがまちの段差解消のための式台の設置 上がりがまちの足元灯の設置 玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化又は階段昇降機の取付け） 玄関から道路までの通路への足元灯の設置 手すりの取付け（玄関から道路までの通路への手すりを含む。） レバーハンドル錠等への取替え 濡れても滑らない材料への取替え 開き戸式の場合のドアクローザーの設置 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	200,000
廊 下 階 段	階段部への滑り止めの取付け 階段の蹴込み板の取付け 階段昇降機の取付け（1階に高齢者等の居室をつくれなない等やむを得ない場合に限る。） 足元灯の設置 三路スイッチの取付け 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 手すりの取付け 段差解消のための廊下の床の張り替え	100,000
居 室	出入り口の段差解消 段差解消のための床の張り替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造 開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 畳からフローリングへの床の張り替え 冷暖房用スリーブの設置 冷暖房用電源コンセントの設置 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	100,000
台 所	段差解消のための床の張り替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取り替え 流し台の改造 レバー式水栓等への取替え（混合式も可） レバーハンドル錠等への取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	100,000

問い合わせ 三田市役所 いきいき高齢者支援課
三田市三輪2丁目1番1号
☎ 079-559-5070 FAX 079-563-7776